

令和 2 年

市議会 6 月定例会議案

知 立 市

令和 2 年市議会 6 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 4 号	令和元年度知立市土地開発公社決算について
企画等	報告第 5 号	繰越明許費繰越計算書について（令和元年度知立市一般会計）
	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度知立市一般会計補正予算（第 3 号））
総 務	同意第 2 号	知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について
経 済	同意第 3 号	知立市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合について
経 済	同意第 4 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 5 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 6 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 7 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 8 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 9 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 10 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 11 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 12 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 13 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 14 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 15 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 16 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 17 号	知立市農業委員会委員の任命について
教 庶	議案第 39 号	工事請負契約の締結について（知立小学校北棟校舎長寿命化改良工事）
総 務	議案第 40 号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例
税 務	議案第 41 号	知立市税条例等の一部を改正する条例
税 務	議案第 42 号	知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

安 心	議案第 4 3 号	知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 4 4 号	知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 4 5 号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
長 寿	議案第 4 6 号	知立市介護保険条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 4 7 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 4 8 号	知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 4 9 号	知立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
ま ち	議案第 5 0 号	財産の取得について（自動車（小型バス））
	議案第 5 1 号	令和 2 年度知立市一般会計補正予算（第 4 号）
国 保	議案第 5 2 号	令和 2 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
長 寿	議案第 5 3 号	令和 2 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
水 道	議案第 5 4 号	令和 2 年度知立市水道事業会計補正予算（第 1 号）

報告第4号

令和元年度知立市土地開発公社決算について

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第5号

繰越明許費繰越計算書について（令和元年度知立市一般会計）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越した繰越明許費の金額を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

令和元年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	総合計画中間評価事業	827,000	814,000					814,000
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定事業	3,586,000	3,586,000					3,586,000
8 土木費	4 都市計画費	都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定事業	16,750,000	16,660,000					16,660,000
8 土木費	4 都市計画費	八橋東西線整備事業	15,200,000	15,200,000		5,900,000	5,300,000		4,000,000
8 土木費	4 都市計画費	知立駅周辺土地区画整理事業	143,800,000	143,800,000		83,102,000	53,200,000		7,498,000
10 教育費	2 小学校費	小学校保全事業	670,436,000	670,436,000		187,371,000	417,800,000	65,000,000	265,000

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年度知立市一般会計補正予算（第3号）

（専決第3号）

（専決処分書別紙）

令和2年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度知立市一般会計補正予算（第3号）

（予算書別紙）

令和2年4月30日

知立市長 林 郁 夫



同意第 3 号

知立市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 5 項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 2 号の規定により、知立市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

提案理由

この案を提出するのは、農業委員会委員の過半数を認定農業者等とすることとすれば当該委員の任命に著しい困難を生ずることとなるため必要があるからである。

議案第39号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- 1 工 事 名 知立小学校北棟校舎長寿命化改良工事
- 2 工 事 場 所 知立市 中町花山 地内
- 3 工事の概要
 - (1) 内部工事 解体撤去工事、内部改修工事、電気設備工事、機械設備工事
 - (2) 外部工事 外壁改造工事、外壁防水改造工事、建具改造工事
- 4 請負契約金額 金265,254,000円
- 5 請負契約者 知立市上重原町土取67番地
野々山建設株式会社
代表取締役 野々山 正春
- 6 契約の方法 一般競争入札

提案理由

この案を提出するのは、知立小学校の長寿命化改良工事施行のため必要があるからである。

議案第40号

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の
一部を改正する条例

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例（平成
22年知立市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年4月1日」を「令和2年7月1日」に、「の給料月額」を「
副市長及び教育長の給料月額」に改め、「昭和45年知立市条例第36号」の次に
「。以下「条例」という。」を加え、「100分の10」を「市長にあっては10
0分の20」に、「減じた額」を「副市長にあっては100分の7を乗じて得た
額を、教育長にあっては100分の5を乗じて得た額を減じた額」に改め、本則を
本則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 令和2年12月1日の基準日（条例第5条第1項に規定する基準日をいう。）
に係る期末手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、その基準日
に係る同条第2項及び第3項の規定により算出される期末手当の額から市長にあ
ってはその全額を、副市長及び教育長にあってはその100分の50に相当する
額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額の

特例を改正するため必要があるからである。

議案第41号

知立市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市税条例等の一部を改正する条例

(知立市税条例の一部改正)

第1条 知立市税条例(昭和45年知立市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第33条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「、前年中」を「前年中」に、「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第35条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第46条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第52条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、そ

の旨を当該使用者に通知しなければならない。

第52条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第57条の2第2項及び第4項中「、土地課税台帳等」を「土地課税台帳等」に改め、同条第5項中「となった価格で、」を「となった価格で」に改め、同項ただし書中「、第3年度」を「第3年度」に、「、地目」を「地目」に、「、土地課税台帳等」を「土地課税台帳等」に改め、同条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第57条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第67条の5の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第67条の6 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋

補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第68条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第86条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第86条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第88条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第90条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第90条第1項中「第88条第2項」を「第88条第3項」に改める。

第119条第6項中「第52条第6項」を「第52条第7項」に、「当該埋立土地等」を「当該埋立地等」に、「所有者等」を「所有者又は取得者」に改める。

第123条第2号中「第54条の38」を「第54条の38第1項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合

適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に、「については」を「にあつては」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「までの」を「まで、第61条又は第62条の」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第27項を同条第26項とし、同項の次に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第12条、第13条及び第13条の3中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に改め、同条第2項中「第54条の38」を「第54条の38第1項」に改める。

附則第15条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同条第2項中「、所得税法」を「所得税法」に、「、同法」を「同法」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第24条 第11条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法

第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 知立市税条例の一部を次のように改正する。

第21条中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「法第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第22条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第25条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第30条第2項の表第1号」を「同号」に、「第46条第10項から第12項まで」を「第46条第9項から第16項まで」に改める。

第30条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22

項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第48条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に、「納付」を「納付」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第50条第4項から第6項までを削る。

第86条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。
附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(知立市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 知立市税条例等の一部を改正する条例（令和元年知立市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、知立市税条例第26条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のとおり改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中知立市税条例第86条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第8条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中知立市税条例第26条第1項第2号、第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに第2条中附則第10条、第10条の2及び附則に2条を加える規定並びに附則第4条、附則第5条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中知立市税条例第86条第2項ただし書の改正規定及び附則第9条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（第2号及び前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第6条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中知立市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（知立市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 知立市税条例等の一部を改正する条例（平成28年知立市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「令和元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「令和元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「令和元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第3条 知立市税条例等の一部を改正する条例（平成30年知立市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条中第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「平成32年新条例」を「令和2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「平成33年新条例」を「令和3年新条例」に改める。

(延滞金に関する経過措置)

第4条 第1条の規定による改正後の知立市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第33条の2及び第35条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である知立市税条例第25条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第35条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等

(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第6条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の知立市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第52条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第52条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第67条の6の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例に

よる。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第9条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 4 2 号

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市都市計画税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで、第 2 2 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで、第 2 1 項から第 2 3 項まで、第 2 5 項、第 2 7 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項又は第 3 3 項」に改める。

附則第 3 項を削る。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同項を附則第 3 項とする。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同項を附則第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 7 項の条例で定める割合）

5 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 7 項から第 1 2 項まで、第 1 4 項及び第 1 5 項中「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 1 8 項中「、第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで、第 2 7 項、第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで」を「から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 5 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項から第 4 4 項まで、第 4 7 項若

しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 知立市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第18項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の知立市都市計画税条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第18項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第43号

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

知立市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年知立市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「により疾病の発生が確定した日」の次に、「（以下「事故発生日」という。）」を加え、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4及び第4条中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の知立市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項、附

則第3条の4及び第4条並びに別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた知立市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 4 号

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び知
立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

(知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第 1 条 知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 6 年知立市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る
連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、
「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保
育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措
置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼
児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供される
よう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確
保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 6 条第 5 項中「前項」の次に「（同項第 2 号に該当する場合に限る。）」を
加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

(知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年知立市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第45号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年知立市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同表備考第7項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第7項」を「第8項」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同表備考第10項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同表備考第9項とする。

別表第3備考中「第4項前段並びに第6項」を「第5項」に改める。

別表第4備考中「、第3項及び第4項前段」を「及び第3項」に改める。

別表第5備考中「、第3項及び第4項」を「及び第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第1備考第4項の規定は、令和3年8月分までの保育料については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地方税法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条による改正前の地方税法」とする。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 46 号

知立市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市介護保険条例の一部を改正する条例

知立市介護保険条例（平成 12 年知立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「令和元年度及び」を削り、「18,100 円」を「13,900 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び」を削り、「18,100 円」を「13,900 円」に、「32,000 円」を「25,100 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度及び」を削り、「18,100 円」を「13,900 円」に、「37,600 円」を「36,200 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の知立市介護保険条例第 3 条の規定は、令和 2 年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 7 号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 号中「2 8 万円」を「2 8 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第48号

知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険条例（昭和45年知立市条例第73号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項を附則第2条とし、同条に見出しとして「（知立町国民健康保険条例の廃止）」を付し、同条の次に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第3条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、

50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、法の規定に基づく条例（この条例を除く。）若しくは規約、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく条例によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第 4 条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 3 条及び第 4 条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するため、必要があるからである。

議案第 49 号

知立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

知立市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年知立市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（市において行う事務の特例）

- 4 市は、当分の間、第 2 条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第50号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和2年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 自動車（小型バス） |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 取 得 金 額 | 金20,108,440円 |
| 4 | 契約の相手方 | 住所 安城市柿碕町猪ノ背51番地1
会社名 愛知日野自動車株式会社岡崎営業所
代表者 所長 吉安琢哉 |
| 5 | 契約の方法 | 7社の指名競争入札 |

提案理由

この案を提出するのは、地域公共交通事業を適正に実施するため、自動車（小型バス）を取得する必要があるからである。

予定価格 事後公表

金18,384,000円

落札率

99.4 %

入札執行調書

令和 2年 4月30日 執行

物 品 名	自動車（小型バス）			
納 入 場 所	知立市役所			
納 期	令和2年9月30日まで			
入 札 者 氏 名	第一回 入札書記載金額	第二回 入札書記載金額	第三回 入札書記載金額	備 考
名鉄自動車整備（株） 岡崎支店				辞退
（株）愛光自動車商会				辞退
愛知日野自動車（株） 岡崎営業所	18,280,400			落札
（株）本多モータース	19,077,600			
名古屋トヨペット（株） 上重原店				辞退
丸八重整備（株）	18,599,945			
（株）メルクリウス				辞退

※ 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

落札者決定

